

第2期学校適正規模・適正配置の基本方針の骨子

第2期基本方針の策定

学校の規模は、学級数により設定されており、国では学校規模の標準を、小中学校ともに12〜18学級と定めています。

橋本市では、平成26年に策定した基本方針の中で、小学校は12〜18学級、中学校は9〜12学級とし、中学校ではクラス替えができない学校については、統廃合を進めました。

基本方針策定から約10年が経過し、学校の小規模化がさらに進む中、令和5年5月から外部の委員で構成される橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、基本方針の見直しについて諮問を行いました。教育委員会では、11月に提出された答申を受け、子どもの成長を第一に考え、現在の教育を取り巻く環境、教育の実情、将来の人口動態・児童生徒数の推移などから基本方針を見直し、第2期基本方針としてまとめました。



第2期基本方針の骨子

第2期基本方針では、学校教育で目指すべき学びの姿を持続可能な社会の創り手の育成とし、学校教育で目指す子供像と目指す学校づくりの重点目標を設定し、さまざまな社会変化を乗り越える資質と能力の育成を目指していきます。

第2期基本方針の構成

第2期基本方針は、「橋本市の人口動態と児童生徒数の変化」、「橋本市の目指す学校づくり」、「学校適正規模・適正配置の基本的な考え方」、「学校再編の基本方針」の4章構成とし、今後策定を予定している「(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画」の根幹を示すものとしています。

望ましい学校規模の考え方

校種	規模	基本的な考え方
小学校	1学年2学級以上	<p>子供が多様な学習形態で学び、多様な考えに触れることで、思考力、表現力、問題解決力等が育まれ、急激な社会変化に対応できる力を身につけるために、各学年2学級以上が望ましい。</p> <p>今後、1学級の学年が生じている学校が、さらに縮小することが見込まれる段階で統廃合の検討を始める。※1</p>
中学校	1学年2学級以上	<p>教員配置を考えると各学年3学級以上が望ましいが、学校の小規模化が進む中、3学級以上は難しい。幅広く多様な人間関係の中で成長していくことが大切な時期であるので、各学年2学級以上の規模は必要である。</p> <p>現在、2学級の学年が生じている学校が、1学級となることを見込まれた段階で統廃合の検討を始める。</p>

※1 「さらに縮小が見込まれる段階」とは、児童数の推計において「児童数の減少傾向が継続すること」が確認された段階とする。

学校適正規模・適正配置の基本的な考え方
現在の教育状況、将来の学校小規模化への懸念、検討委員会からの答申、目指すべき学びの姿、学校教育で目指す子供像、目指す学校づくりの重点目標などを踏まえ、子どもの学びにとって最善の利益となるよう検討した結果、望ましい学校規模の考え方を見直しました。

橋本市の目指す学校づくり

学校教育で目指す子供像

橋本市が目指すべき学びの姿から、学校教育で目指す子供像を新たに検討し「未来を創造し、たくましく生きる」としました。

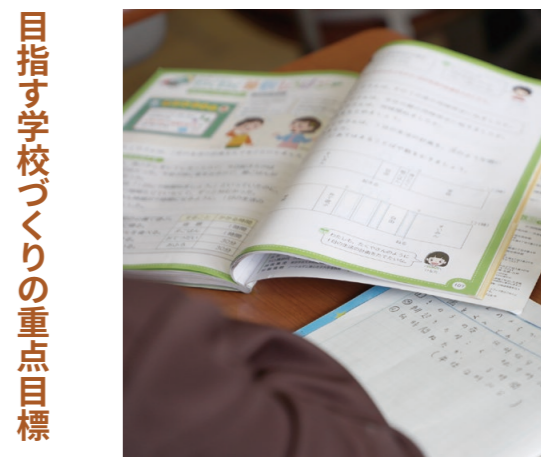
子どもたちにとって、多様な学びや意見、人間性に触れる中で「自分の考えを表現する、認められる場や活躍できる場を獲得する、自分事として捉える」などの経験をすること、はとも大切です。積極的に学ぶ力や、複雑で予測困難な社会の中でも、未来に向かって創造し、力強くしなやかに生き抜く力を伸ばしていきたいと考えています。



学校適正規模・適正配置に取り組み上での留意点

学校適正規模・適正配置の取組みを進めるにあたり、子どもにとって最善の利益を念頭に置き、次のことに留意しながら取り組みます。

- ① 通学条件（通学距離・時間）
通学条件を示し、条件を超える場合はスクールバスなどの運行により改善を図ります。
- ② 地域と学校の協働による魅力ある学校づくり
地域と学校の協働・連携をより一層進めます。
- ③ 児童生徒の環境変化への対応
児童生徒、保護者へは、教師やスクールカウンセラー、発達相談員などでケアを行います。
- ④ 安全対策・学校施設の整備
通学路の安全対策、防犯対策、学校施設の整備を行います。
- ⑤ きめ細やかな学習指導と教職員の指導力の向上
児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導を行うために、教職員に対する支援の強化を図ります。
- ⑥ 学童保育
保育の場所が変わるなど、環境の変化に対する方策を検討します。



目指す学校づくりの重点目標

これからの学校づくりの重点目標を設定し、具体的な取組みを進めていきます。

- ① 多様な学習形態や考えに触れ、社会変化に対応できる力を身につける
- ② 9年間の学びから思考力、表現力、問題解決力を身につける
- ③ ICTを効果的に活用する
- ④ バランスのとれた教師集団を構成する
- ⑤ 相談体制の構築など学校支援の強化を図る
- ⑥ 公共空間を設置するなど地域との協働を強化する
- ⑦ 安心して過ごすことができる学校づくりを進める

学校再編の基本方針

第2期基本方針では、5つある中学校区のうち、4つの中学校区において小学校の再編統合を進めるとしています。なお、中学校の再編統合は行わないとしています。

詳しくは、第2期基本方針の本編に記載しています。本編は市ホームページ（下の二次元コード）からご覧いただけます。



丁寧な説明と対話を重視

今回策定した第2期基本方針の内容について、保護者、地域の皆さんに対する説明会、またパブリックコメントを実施します。説明会では、できるだけわかりやすい資料で丁寧に説明しながら、市民の皆さんとの対話を重視していきます。

具体的な説明会の日程や場所は、詳細が決まり次第、市のホームページや学校からの案内などを通じて周知を行います。

多くの意見をいただきながら、第2期基本方針で示した内容を、今後策定する予定の「(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画」に反映し、子どもの成長・発達にとって、さらに望ましい教育環境の構築に向け取り組んでいきます。

● 問い合わせ
教育総務課
33-11119